

議事日程 (第4号)

平成26年 3月26日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第15号議案 平成26年度中間市一般会計予算
- 日程第 2 第16号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 3 第17号議案 平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 4 第18号議案 平成26年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 第19号議案 平成26年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第20号議案 平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 7 第21号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 第22号議案 平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第23号議案 平成26年度中間市水道事業会計予算
- 日程第10 第24号議案 平成26年度中間市病院事業会計予算
- (日程第1～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第25号議案 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例
第 1 号
- (日程第12 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第13 意見書案 福島第一原発の放射能汚染水問題の解決のために国の総力を挙げた対応を求める意見書
第 1 号
- (日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 福岡県として、住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書
第 3 号
- 日程第15 意見書案 集団的自衛権行使のための、解釈改憲の動きを中止するよう求める意見書
第 4 号
- (日程第14～日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 食の安全・安心の確立を求める意見書
第 5 号
- (日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 17 意見書案 福岡県内小・中学校の全学年での少人数学級の早急な実現
第 6 号 を求める意見書

(日程第 17 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	18 番	片岡 誠二君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	行徳 幸弘君
教育長	増田 俊明君	総務部長	白尾 啓介君
市民部長	高橋 洋君	保健福祉部長	白橋 宏君
建設産業部長	後藤 哲治君	教育部長	松尾 壮吾君
上下水道局長	永野 博之君	市立病院事務長	三島 秀信君
消防長	安田光太郎君	総務課長	園田 孝君
企画政策課長	藤崎 幹彦君	財政課長	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長			柴田精一郎君
人権男女共同参画課長			蛙田 由美君
介護保険課長	小南 敏夫君	健康増進課長	濱田 孝弘君

産業振興課長	……	古賀 敬英君	下水道課長	……	中嶋 秀喜君
学校教育課長	…	深見 卓矢君	市立病院課長	……	芳野 文昭君
消防本部総務課長	……				新垣 賢司君

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書 記	岡 和訓君	書 記	熊谷 浩二君

午前10時00分開議

○議長（堀田 英雄君）

皆さんおはようございます。会議に入る前に、市長より報告したい旨の申し出がありますので、市長、よろしくお願いします。はい、市長。

○市長（松下 俊男君）

おはようございます。平成25年度の特別交付税が、3月18日に決定されましたので、ご報告を申し上げます。

本年度におけます特別交付税の額は8億2,812万円で、昨年度と比較いたしますと2,210万円、率にいたしまして2.6%の減額となっております。これは、本年度の国における地方交付税原資が2.2%の減額となっていることに加えまして、淡路島を震源とする地震、梅雨時における豪雨、さらに竜巻、台風といった災害の被災団体に係る財政需要が多額であったことが要因であります。

しかしながら、幸いにしまして、大きな災害が生じなかった本市におきまして、予算額を8,280万円上回る特別交付税の額となったことは、教育環境の整備、地域の活性化、子育て支援、住環境の整備といった成長戦略となる施策に、積極的に取り組みます本市といたしましては、非常に心強いものとなりました。これも、議会のご協力とご支援のたまものであると感謝をいたしております。

今後も引き続きまして、効率的な財政運営を推進していくことを申し上げまして、特別交付税のご報告とさせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第15号議案

日程第 2. 第16号議案

日程第 3. 第17号議案

日程第 4. 第18号議案

日程第 5. 第19号議案

日程第 6. 第20号議案

日程第 7. 第21号議案

日程第 8. 第22号議案

日程第 9. 第23号議案

日程第10. 第24号議案

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、第15号議案から、日程第10、第24号議案までの各会計新年度予算10件を一活して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第15号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分並びに第20号について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第15号議案平成26年度中間市一般会計予算について、申し上げます。

一般会計全体の予算総額は、前年度と比較して2.2%増の歳入歳出それぞれ172億1,810万円で、平成22年度から、5年連続の増額予算となっております。

当委員会所管部分における歳出の主なものとしては、まず総務費において、住環境の向上及び若者の定住促進を図るための空き家調査を初めとする住宅政策関連経費に300万円、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録に向けた活動に1,490万円、筑豊電気鉄道の利便性向上のためのＩＣカード導入や、車両更新に係る補助金として3,980万円、筑豊電鉄通谷駅及びＪＲ筑前垣生駅に防犯カメラを設置する経費として140万円がそれぞれ計上されております。

また、商工費において、市内の観光資源を有効活用するための案内板設置を行い、新たな観光ルートを整備して、観光客誘致につなげるための各種まちづくり事業に2,120万円が計上されております。

また、教育費においては、本年9月から実施予定の中学完全給食に伴う小学校給食室と中学校配膳室の改修及び備品購入経費として1億5,580万円、平成27年度実施予定の小中学校空調設備工事にに向けた実施設計費として1,340万円、市内小中学校屋内運動場の天井等の落下防止改修工事のための実施設計費用として1,660万円がそれぞれ計上されております。

次に、歳入の主なものとしては、国の地方財政対策において、地方交付税が前年度比1%の減額になっていることから、普通交付税は、前年度の交付基準額から2,650万円減額の46億9,730万円となっております。

また、基金からは、前年度に比べ、8,340万円増額の4億1,310万円繰り入れることとし、市債については、地方交付税の補完財源である臨時財政対策債を含め、前年度と比べ6,340万円増額の10億7,520万円が計上されております。

討論において委員から、職場の輪を壊すような人事評価制度については、即刻中止してほしい。安定した行政サービスを提供するためにも、指定管理者制度はやめてもらいたいとの意見がありました。

次に、第20号議案平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について申し上

げます。

本年度の新たな事業用地の取得の予定はなく、予算の総額は、前年度と同額の歳入歳出それぞれ６７９万円となっております。

歳出では、償還金６６９万円と公有財産購入費１０万円が計上されており、歳入では一般会計繰入金６６９万円と市債１０万円とがそれぞれ計上されております。

これにより、平成１７年度に借り入れた地方債５，０００万円の平成２６年度末における残高は、６７１万円となる見込みとのことであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第１５号議案は賛成多数で、第２０号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第１５号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第１６号議案、第１７号議案、第２１号議案、第２２号議案、第２４号議案につきまして、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第１５号議案平成２６年度中間市一般会計予算について申し上げます。

まず、市民部の歳入の主なものにつきまして、歳入予算の根幹であります市税収入が、昨年度予算と比較いたしまして、２，５４０万円増額の３９億８７０万円となっております。

その主な内容といたしましては、前年度に比べ個人市民税１００万円、法人市民税１，１００万円、市たばこ税１７０万円がそれぞれ減額となっておりますが、固定資産税では、小売店舗や高齢者施設などの増加、法人の償却資産の増資等により、３，４８０万円が増額となっております。

次に、歳出の主なものとして、総務費のうち、諸費として納め過ぎの過年度分市税を還付する市税過年度還付金１，８００万円、賦課徴収費として、固定資産税課税システム修正委託料２３０万円、路線価付設見直し業務及び評価業務委託料３７０万円、戸籍住民基本台帳費として、戸籍記載システム等保守委託料２８０万円が計上されております。

次に、衛生費の保健衛生費では、資源回収団体奨励金１，０００万円、遠賀・中間地区広域行政事務組合への負担金として、火葬場運営に関する経費４，０４０万円、し尿処理に関する経費１億１，０４０万円、じん芥処理に関する経費５億６，５９０万円、広域組合事務に要する経費５，４７０万円が計上されております。

また、保健福祉部の歳入の主なものとして、国庫負担金３２億４，０６０万円、

国庫補助金2億9,110万円、県負担金7億340万円、県補助金2億1,030万円となっております。

次に、歳出の主なものとしたしましては、社会福祉費では、社会福祉総務費として臨時福祉給付金1億8,760万円、障害者福祉費として障害者自立支援医療費及び生活介護サービス介護給付費、就労継続支援B型訓練等給付費などの扶助費8億8,980万円、老人福祉費として後期高齢者医療療養給付費負担金6億1,440万円、乳幼児・児童医療費として、入院について中学3年生まで拡大している公費負担事業に1億1,720万円、重度障害者医療費として1億3,700万円、ひとり親家庭医療費として4,350万円が計上されております。

次に、児童福祉総務費として、保育対策等促進事業費補助金及び保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金4,960万円、子育て世帯臨時特別給付金4,180万円、児童福祉費では、児童措置費として扶助費16億2,500万円が計上されております。

次に、生活保護費では、扶助費として26億4,300万円が計上されております。その主なものは医療扶助費として15億6,120万円、生活扶助費7億8,240万円、住宅扶助費2億1,930万円です。

次に、第16号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億5,140万円で、前年度と比べ3億230万円の減額となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億9,380万円、国庫支出金15億100万円、療養給付費交付金2億9,600万円、前期高齢者交付金16億8,890万円、共同事業交付金6億7,980万円、諸収入のうち歳入欠かん補填収入1億8,200万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、保険給付費のうち一般被保険者療養給付費33億3,490万円及び高額療養費のうち一般被保険者高額療養費4億490万円。また、後期高齢者支援金等6億8,980万円、介護納付金2億6,620万円、共同事業拠出金のうち保険財政共同安定化事業拠出金5億8,040万円が計上されております。

なお、国民健康保険の被保険者数は、平成26年2月末現在で1万3,041人となっております。

次に、第17号議案平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ390万円となっております。

まず、歳入の主なものは、県支出金として、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金290万円、諸収入として貸付金元利収入90万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、補償補填

及び賠償金１００万円、弁護士相談委託料３７万円が計上されております。

次に、第２１号議案平成２６年度中間市介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ４６億２，３８０万円となり、内訳といたしましては、保険事業勘定４５億８，２４０万円、介護サービス事業勘定４，１４０万円となっております。

前年度と比べ２億４，６５０万円の増額となっております。

さらに、保険事業につきまして、歳入の主なものは、６５歳以上の第１号被保険者の保険料として介護保険料７億７，５７０万円、国庫支出金１０億２，８４０万円、４０歳以上６５歳未満の第２号被保険者の保険料として支払基金交付金１２億６，９３０万円、県支出金６億５，２９０万円、一般会計等からの繰入金８億４，８１０万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、職員人件費等を含む総務費１億２，９３０万円、さまざまな介護サービス等に要する経費である保険給付費の４３億５，３００万円、高齢者の方の生活を地域で総合的に支援するための経費である地域支援事業費９，９１０万円が計上されております。

また、介護サービス事業勘定につきましては、歳入では、予防給付費収入の４，１４０万円が計上され、歳出では居宅介護支援事業費４，１４０万円が計上されております。その主なものは、新予防給付ケアプラン作成委託料１，６８０万円です。

次に、第２２号議案平成２６年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億３，５４０万円で、前年度と比べ７９０万円の増額となっております。

まず、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険５億６，４８０万円、一般会計からの繰入金１億７，０１０万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金７億３，１９０万円が計上されております。

次に、第２４号議案平成２６年度中間市病院事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収支の収入では、医業収益と医業外収益及び特別利益を合わせた病院事業収益は２１億６，９００万円であります。

医業収益の主なものは、入院収益７億６，９９０万円、外来収益１１億２，３５０万円となっており、患者数につきましては、入院では１日平均７４人、年間２万７，０１０人、外来では１日平均２６６人、年間７万１，８２０人が見込まれております。

病院事業費用は、２１億６，６５０万円であります。病院事業費用で主なものは、医業費用２０億８，３２０万円、医業外費用２，２１０万円となっております。

資本的収入及び支出では、資本的収入の１億２，７１０万円に対し、資本的支出が１億

5,710万円となっており、資本的収入の不足額3,000万円については、全額、損益勘定留保資金で補填することとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第15号議案、第16号議案、第21号議案、第22号議案は賛成多数で、第17号議案、第24号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第15号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに第18号議案、第19号議案及び第23号議案の新年度予算4件つきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第15号議案平成26年度中間市一般会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業などに伴う社会資本整備総合交付金として1億3,320万円、市営住宅591戸分の使用料として8,410万円、市有地公売による土地売却収入として7,220万円が計上されております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費の財産管理費では、中間市土地開発公社からの用地購入費として2,230万円、交通安全施設整備の工事費として1,000万円が計上されております。

衛生費では、合併処理浄化槽設置推進に要する経費として410万円が計上されております。

労働費では、中間商工会議所の中小企業経営改善指導事業補助金として100万円、また失業者、離職者の雇用確保を図るため、中間市独自の緊急雇用対策事業として360万円が計上されております。

農林水産業費では、農業共済事業費負担金として1,350万円、山田川水利組合負担金として700万円、さくら館屋根裏換気工事として160万円が計上されております。

また、農村環境整備事業として中底井野鼠切用水路改良工事費1,280万円が計上されております。

商工費では、本年度も地域経済活性化対策として、プレミアム付商品券を助成するための経費として1,120万円、筑前中間まつり補助金として1,240万円計上されております。また、中間市中小企業融資制度による市内取扱金融機関への預託金として3,000万円が計上されております。

土木費では、市内道路の維持補修に要する経費として7,240万円、社会資本整備総合交付金を活用した道路新設改良事業費として2億6,500万円、仮屋大膳橋線街路事

業の地元負担金として2,060万円、JR垣生駅トイレ改修工事費として330万円、また中鶴地区建替工事基本構想作成業務委託料として420万円が計上されております。

消防費では、石油貯蔵施設立地対策等交付金により、空気シリンダ・防火服購入費として400万円が計上されております。また、消防団員の安全装備の充実を図るための防火服購入費として100万円、消防団退職報償費負担金として370万円が計上されております。

討論において委員から、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業は、緊急性のあるものではない。市民に対し、医療、介護などに予算を使うべきであるとの意見がありました。

次に、第18号議案平成26年度中間市地域下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、下水道利用者からの使用料として7,420万円、大型店舗などが公共下水道へつなぎかえたことで、使用水量が減少したことにより、一般会計からの繰入金1,630万円が計上されております。

歳出の主なものは、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料として5,590万円、両下水処理場の修繕及び光熱水費として2,200万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,055万円となっております。

次に、第19号議案平成26年度中間市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、公共下水道使用料として3億7,300万円、下水道受益者負担金1億3,710万円、一般会計からの繰入金5億9,020万円、国庫補助金4億7,750万円、市債6億3,790万円が計上されております。

歳出の主なものは、受益者負担金一括納付の報償費として2,500万円、流域下水道処理負担金2億9,000万円、長津一丁目地区ほか16地区の管渠築造工事費として8億7,500万円、中鶴地区ほか5地区の実施設計業務委託料及び下水道事業認可区域変更委託料として1億330万円、ガス管及び水道管移設補償費として1億2,000万円、また下水道事業にかかわる公債費の元金、利子償還金として7億210万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億6,180万円となっております。なお、25年度末における公共下水道普及率は、約68%となり、地域下水道を含むと79%になる見込みでございます。

最後に第23号議案平成26年度中間市水道事業会計予算について申し上げます。

平成26年度予算から、地方公営企業の会計基準の見直しにより、新会計基準に基づいた予算編成となっていることから、改正内容については、冒頭執行部より詳細な説明を受けております。

本年度の給水戸数は、中間市、遠賀町合わせて2万7,578戸を予定し、年間総配水

量は660万立方メートル、年間有収水量は589万立方メートルと見込まれております。

水道事業収益は、11億2,640万円が計上され、その主なものは、営業収益として、水道使用料9億6,830万円が計上されております。また、営業外収益として、下水道工事に伴う配水管移設工事6件の補償費3,780万円、下水道使用料徴収事務受託費として2,700万円が計上されております。

水道事業費用では、11億7万円が計上され、営業費用の主なものは、人件費、浄水用薬品費、減価償却費などに9億2,310万円が計上されております。また、営業外費用では、企業債の借入金利息や下水道工事に伴う配水管移設工事費として、1億5,120万円が計上されております。

その結果、平成26年度は、消費税を含め2,640万円の純利益が見込まれております。

次に、資本的収支では、資本的収入1億6,270万円に対し、資本的支出6億5,630万円が計上され、歳入不足額4億9,360万円は、当年度分損益勘定留保資金等により、全額補填が予定されております。

今年度の建設改良事業は4億6,720万円が計上されており、中間、遠賀地区合わせて19件の配水管布設替工事が予定されております。

討論において委員から、本来、市職員が行うべき浄水場運転業務について、経費を安く上げるために、民間業者に委託することは、労働者の低賃金化を加速させることにつながるので反対しますとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第15号議案、第23号議案は賛成多数で、第18号議案、第19号議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの各委員長の報告に対して、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第15号議案平成26年度中間市一般会計予算について、反対意見を申し述べます。

まず、今回の予算は、4月実施予定の消費税5%から8%への引き上げを反映した予算であるということについてです。

国内では8兆円もの負担増を押しつける口実として、社会保障の充実が言われてきまし

たが、今回の引き上げで、社会保障に回されるのは、2,249億円に過ぎません。逆に社会保障の各分野での給付の削減と負担の増加が目立ちます。このことは、中間市の今回の予算においても同様であります。

さて、次に、人事評価制度につきましてであります。これにつきましては、今までも再考を求めてきましたが、今回の予算説明では、今までの管理職から、さらにこれを、係長職にまで広げるといことです。

国の公務員制度改革が、既に2001年12月に、小泉内閣の閣議決定から始まり、新自由主義のかけ声のもとで、規制緩和や福祉切り捨ての推進者としての公務員改革が進められてまいりました。

国家公務員につきましては、2007年の第一次安倍内閣時に、既に法改正による徹底が図られましたが、地方公務員については、法改正もないままに、総務省副大臣通知という形で、その実施の強要が行われてきました。

しかし、制度改革の中心的手法であるこの人事評価制度は、民間では、職場のチームワークを壊し、情報の共有化を妨げ、業績の低下につながるとして、見直しが検討されているものであります。既に実施済みの地方自治体の職員からも、職場がぎすぎすしてきた。管理職の思いに振り回される。公正な評価かどうか疑問があるとの声が出されています。

そして、実施された自治体の管理職からも、公平公正は不可能で困難である。評価自体が余計な仕事で困っているという意見が出されています。

最も特徴的な事例としましては、北九州市の生活保護をめぐる餓死事件です。生活保護費抑制のための管理職への目標管理の押しつけが、あのような悲惨な事件の背景にあったようであります。

大阪市の橋下市長のもとでの、公務員に対する攻撃もそうです。最低の当局の評価が2年続けば、事実上の首である免職、そして職務命令違反を一定続けると、やはり免職、つまり言うことを聞かない公務員は、免職であるという脅しであります。

こうした脅しによる職員支配の手法が横行しています。もともと人事評価制度とは、そのような性格を持つものであります。

このような、公務員のやる気を引き出すというより、給与による差別待遇を使った抑圧とも言える制度の導入は、係長まで広げるといより、管理職についても、即刻取りやめるべきではないでしょうか。

次に、学校給食の民間委託問題です。この問題についても、今までも取り上げてきましたが、今回は、今までの3校から4校へと、また1校増やすということなので、反対をいたします。

学校給食は、単なる食事の提供という日常の行為であるだけではなく、そこには食育という範疇での位置づけがあると思います。民間委託という手法では、そこにかかわる職員の資質の向上を図ることも、生徒や保護者や教職員との連携を強化することもできません。

利潤の追求という民間企業の論理が常に優先をし、調理員の安定的、継続的な業務の保障もありません。

また、調理に対する市の側からの指揮命令は、偽装請負という法的な問題もあり、よりよい学校給食を目指す自発的な取り組みは制限をされることになります。

このようなことから、全国的にも民間委託をやめて、直営に戻すという動きも見えてまいりました。これ以上の民間委託化をしないことと、直営の復活を求めます。

次に、各施設の指定管理者への委託の問題であります。際限のない公務職場の民間委託という、公務職場の市場化は、自治体としての本来的な役割を阻害し、何よりも職員の質の確保と逆行いたします。このような安易な民間委託はしないことを求めます。

さて、次に、生活保護費の問題です。生活扶助基準の引き下げが、昨年8月に続き、平成26年度の4月からは、2回目の引き下げとなります。平成27年度までの3年間で、10%の引き下げを行うもので、戦後最大の引き下げとなります。同時に実施される消費税の増税を受けて、生活扶助費が2.9%引き上げられますが、削減分を差し引きますと、30代と夫婦と幼児の世帯では、0.6%の引き下げとなります。

また、扶養義務の強化等を内容とする生活保護法の改悪が、7月から実施をされます。生活保護を申請した人の親族の資産や収入を調査する権限の強化を図るもので、本来、行政が支えるべき責任を、親族等に押しつけるものであります。

児童扶養手当が、昨年10月に引き続き、4月から0.3%引き下げられます。円安による食料品等の生活必需品の高騰や、石油製品等の値上げの中で、消費税増税まで実施され、ひとり親家庭には、より一層の困難が待ち受けています。

障害者福祉費では、4月から総合支援法の一部が施行され、重度訪問介護の対象の拡大や、障がい支援区分の見直し等が行われます。地域生活支援事業では、低所得者の負担軽減を図るべきであります。

乳幼児・児童医療費の拡充は、子育て世帯の切実な要求であります。遠賀郡四町では、小学校6年生までの通院の無料化を実施します。本市もそうすべきだと思います。

次に、道路橋りょう費の問題であります。御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業に要する経費9,400万円が計上されていますが、川西地区に宅地を造成するための開発事業として行われるものですが、何も今すぐ行う必要も緊急性もない事業です。それよりも、8%への消費税の増税による暮らしへの影響を少しでも緩和することのほうが、大事ではないでしょうか。医療や介護等の待ったなしの予算に、優先的に使うことのほうが、住んでいてよかったと言える中間市になるのではないのでしょうか。

以上により、平成26年度一般会計予算には、反対をいたします。

次に、第23号議案平成26年度中間市水道事業会計予算に反対をいたします。

昨年に引き続いて、浄水場の夜間休日運転の委託費が約3,000万円計上されています。これは、市民の健康と安全に責任を持つ市としての立場から見ると、直営で運転すべ

きだと思ひます。経費を安く上げるということ、このようなやり方は、結局労働者全体の賃金を引き下げさせ、国内購買力を減速させ、地域の経済の不況の長期化にもつながっています。公務職場でやるべきことではないと思ひます。また、将来にわたる職員の質の確保という点からも、問題があると思ひます。

以上、第23号議案平成26年度中間市水道事業会計予算に反対をいたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はございませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第16号議案、第21号議案、第22号につきまして、日本共産党市議団を代表いたします、反対討論をいたします。

第16号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、討論いたします。

大企業の雇用破壊で、非正規労働者や失業者が国保に流入し、不況と構造改革のもとで、自営業者や農林業者の経営が悪化するなど、国保加入者の貧困化が急速に進んでいます。今では、国保世帯主の7割は年金生活者などの無職者と、非正規労働者です。

年金生活者や失業者も加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには、成り立たない制度です。政府は、国保の総会計に占める国庫支出の割合を、1984年度の約50%から、2009年度には、24.7%へと半減しました。そのため、国保税の引き上げが繰り返し行われ、滞納者が増えています。

保険税滞納者には、短期保険証や窓口で一旦医療費の全額を支払う資格証明書を発行していますが、医療を保障するという国民皆保険に反するもので、保険証の取り上げはやめるべきです。

国民健康保険財政を確立するために、政府に対し、国庫負担を元に戻させるよう、意見を上げるとともに、他の自治体が行っているように、一般会計からの繰り入れをすべきです。

また、70歳から74歳の人の医療費の窓口負担は、ことし4月から70歳になる人から、2割に引き上げられます。これでは、必要な医療の受診が抑制され、高齢者の生活と健康が脅かされます。

最後に、健診率の向上に努力していることは評価いたしますが、保健指導体制を強化し、さらなる検診率の向上と生活習慣病の保健指導等で、医療費の軽減を図ることを求めるものです。

次に、第21号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計予算について、討論いたします。

2012年、介護保険法と介護報酬が改定されて、2年がたちました。利用者は、生活

援助の時間が短縮され、洗濯ができない。調理の時間が足りず、配食サービスに切り替えたなど、利用者の生活が大きく後退し、本人の状態が悪化したり、家族の介護負担が増えています。

また、訪問介護やデイケア、特養など、施設の介護報酬が大幅に引き下げられ、多くの介護事業者では収益が減り、経営に深刻な影響を受けています。２０１５年度の介護保険法の改定で、要支援の高齢者への介護保険給付の打ち切りや特養ホームの入所要件を原則要介護３以上にするなど、介護給付を削減するための準備事業を進めています。だれもが必要な介護、安心した暮らしを保障される介護保険制度にするよう求めるものです。

第２２号議案平成２６年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について討論いたします。

後期高齢者医療制度では、高齢者１人当たりの医療費の増大や若者の人口減に伴って、７５歳以上の高齢者が保険料として負担する率が引き上げられる仕組みになっています。４月から保険料が改定され、７万９,９２４円で、１,１３６円引き上げられます。

病気にかかりやすく、治療に時間のかかる後期高齢者を、健康保険や国民保険から外し、別枠の医療保険にした後期高齢者医療は、保険料の際限ない値上げや差別医療を生み出します。後期高齢者医療制度は廃止し、元の老人保健に戻すべきです。

以上で、討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第１５号議案から第２４号議案までの新年度予算１０件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第１５号議案平成２６年度中間市一般会計予算を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第１５号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第１６号議案平成２６年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第１６号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第１７号議案平成２６年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第18号議案平成26年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第19号議案平成26年度中間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第20号議案平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第21号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計予算を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のお

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第２２号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第２３号議案平成２６年度中間市水道事業会計予算を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第２３号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第２４号議案平成２６年度中間市病院事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第２４号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第１１．第２５号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１１、第２５号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第２５号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、本年４月１日に施行されることに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、非常勤消防団員の処遇改善を図ることにより、減少を続ける消防団員を確保するため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が、市町村に支払う消防団員退職報償金の支払い額が、政令の改正により引き上げられましたことから、同様に、本市におきましても、退職した消防団員に支払う退職報償金を全階級において、約５万円引き上げることといたしております。

また、施行日につきましては、政令の改正に合わせまして、平成２６年４月１日といたしております。

なお、改正後の別表の規定は、同日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員につきましては、従前の例によることといたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第25号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、第25号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案どおり可決されました。

日程第12. 議員提出議案第1号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第12、議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 意見書案第1号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第13、意見書案第1号福島第一原発の放射能汚染水問題の解決のために国の総力を挙げた対応を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員(7番 田口 澄雄君)

意見書案第1号福島第一原発の放射能汚染水問題の解決のために国の総力を挙げた対応を求める意見書案の提案説明をいたします。

この問題の根本には、国が「放射能で絶対に海を汚さない」という、確固とした立場を貫けるかどうかの問題があります。

政府の基本方針でも、「深刻化する汚染水問題を根本的に解決することが急務」とはしていますが、安倍首相にしても、「放射能で海を汚さない」とは絶対に言わず、「安易な放出はしない」と答えるだけです。しかし、安易であるかないかの問題ではなく、あらゆる手だてをとって、放射能汚染水を絶対に海には流さないという基本原則の確立が必要です。

また、安倍首相の、「状況はコントロールされている」、「完全にブロックされている」という発言が信用できないことも明らかです。首相自身が、こういう認識に立っていたのでは、政府が現状を正確に把握しているとも思いません。

約30年近く人間の骨にたまって、放射線を出し続けるストロンチウム90の発表数値を見ますと、昨年の8月で1リットル当たり490ベクレル、法定基準値30ベクレルの16倍でしたが、10月には、これが1,400ベクレル、12月には150万ベクレル、1月には310万ベクレル、2月には510万ベクレルと発表数値が上がってきましたが、ついに2月20日の新聞発表では何と2億3,000万ベクレルとなっています。しかも、この拡散状況はいまだに解明されていません。地下水以外の他の流出ルートの可能性についても、原子力規制委員会から出されています。

少なくとも今の状況では、何がわかっていないのか、どこに流出の危険があるのかについても、正確な把握がなされていません。ですから、国内外の専門的知見を結集し、調査を行い、政府は正確な情報を国民に知らせる義務があると思います。

この問題に関しては、国が最優先で総力を挙げて取り組むべき課題ですが、国は再稼働と輸出最優先の動きであり、東電にしても、柏崎原発の再稼働の人員確保のために、福島第一原発の人員を減らしていますし、原子力規制委員会も再稼働審査のための人員は増員をしながら、汚染水対策は、全く増員もしていません。今は原発に対する政治的態度やエネルギー政策の違いを超えて、国を挙げて英知と総力を結集するときではないでしょうか。

また、こうなれば、「コスト優先・安全なおざり」の東電の一企業に、事故収束と被害への賠償、除染について任せるのではなく、国が直接に責任を負う体制を構築することが求められているのではないのでしょうか。この間の東電による対応は、余りにもお粗末過ぎます。

また、汚染水の海への流出は、国際的な問題にも発展しかねません。ここは早急に、国が総力を挙げた対応をすることを求め、この意見書に対する皆さんのご賛同をお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。植本種實君。どうぞ。

○議員（2番 植本 種實君）

中間クラブの植本種實でございます。賛成討論をいたします。

まず、何より放射能汚染水を海へ流してはなりません。放射能汚染水は、海を破壊し、自然を破壊し、やがて私たちの子どもの健康を破壊します。今がよければ、それでいいという考えは、私たちのするところではありません。改めるべきでございます。

また、原子力発電によるこれから発生する廃棄物、いわゆる核のごみは、その最終処理ができていません。人によっては、トイレのないマンションだと言っています。また一たび、事故が起きれば、甚大な被害が起きます。原子力発電は、安全でも安価でもありません。廃止すべきです。

私たちは、自然再生エネルギーを利用し、自然を大切にしたい生活をすべきとの意見を添えて賛成いたします。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに。草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

意見書案第1号について、討論を行います。

私どもも福島第一原発の汚染水問題は深刻な問題であると認識をしております。こういったトラブルの原因の大半は、人為的なミスによるものであると考えられます。昨年8月には、大量の汚染水が漏れておりますし、ことしに入っても、2月後半には、2件続けてトラブルが発生しております。1件は、道路の掘削工事中、誤って電源ケーブルが切断され、一時燃料貯蔵プールの冷却が停止をしました。

もう1件は、地上タンクから高濃度の汚染水約100トンがあふれ出て、土壌を汚染をいたしました。これは、閉じているはずの弁が開いていたという、操作ミスが原因であります。

このようなたび重なる人為的なミスによるトラブルが廃炉作業をおくらせ、復興の大きな支障となっております。

特に、汚染水の流出は、風評被害を招き、試験操業に取り組んでいらっしゃる漁業者にとっては、大変な痛手であります。

東電と政府は、事態を重く受けとめて、徹底して原因を究明し、人為的なミスの再発防止に努めるべきと考えます。

人為的なミスの一因として、作業員の士気の低下や疲労も指摘をされております。作業員は、過酷な環境の中、全面マスクに防護服姿での作業、心身の負担は並大抵ではないことは、想像にかたくありません。安全管理の徹底検証と、作業環境の改善は急務だと考えております。

本意見書案についてでございますが、収束宣言の撤回がうたわれておりました。政府見解を撤回することには賛成しかねます。再稼働の中止についても、御党と我が党とは見解

が相違がございます。我が国のエネルギー事情を見たとき、原発にかわる代替エネルギーの見通しがつく間、最大限の安全の検証を施し、住民の方の理解を得た上での、再稼働は必要だと考えます。

以上、この2点がうたわれている本意見書案には、賛成をしかねます。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

賛成討論をいたします。

現在、原発は稼働しておりません。その中でも、昨年また、ことしの暑い夏、寒い冬も足りております。そういう中で、その経過の中で、自然エネルギーは大いに政府が予算をつぎ込んで、実施に向けて、そういう施策を全面的に出し、やはり原発の再稼働はやめるべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号福島第一原発の放射能汚染水問題の解決のために国の総力を挙げた対応を求める意見書を、起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は可決と裁決いたします。

日程第14．意見書案第3号

日程第15．意見書案第4号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第14、意見書案第3号及び日程第15、意見書案第4号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

意見書案第3号福岡県として、住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書案についての趣旨説明をまず行います。

住宅リフォーム助成制度は、住民が住宅のリフォームを行った場合、その経費の一部を

自治体が補助するというものであります。今日、不況が長引く中で、地域の中小業者の疲弊は、本当に深刻なものであります。このときに、地元の中小企業の仕事興しという点では、この住宅リフォームの助成制度が大きな効果を上げているということは、全国に行われている、自治体で行われている住宅リフォームの助成制度について見た場合に、一目瞭然であります。

地元業者の仕事興し、これは直接、間接の経済効果は、助成額の10数倍から30倍にも上っているということでもあります。

この福岡県でも、半数に近い自治体が、この住宅リフォーム助成制度を行っているということからも、この福岡県でもぜひ自治体のみならず、県自体の住宅リフォーム助成制度をつくること、それがまた、各市町村の住宅リフォーム助成制度を助長していく、こういうことにもつながっていくことにもなりますし、そのことが、地域の活性化にも大きな効果があらわれるということを、強く訴えるものであります。このことを県に要請するものであります。

次に、集団的自衛権行使のための、解釈改憲の動きを中止するよう求める意見書案についての趣旨説明を行います。

本年2月12日の衆議院予算委員会において、安倍首相は、現憲法下で禁止されてきた集団的自衛権行使の憲法解釈を、自らの一存で変更できるという姿勢を示しました。これまで、自民党歴代の政権下でも、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする、いわゆる集団自衛権の行使は、憲法上許されない。憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない。このように表明をしてきたところであります。

憲法は、国民主権の立場で、国家権力を制限し、国民の人権を守る。このことが本質的役割であります。しかるに、安倍首相は、憲法の遵守義務を課せられているにもかかわらず、恣意的な憲法解釈を行おうとしていることについては、総理大臣としての資格が問われるところであります。

同時に、この憲法解釈は、自主的な憲法改定を強行することにほかなりません。これは、国民主権を踏みにじる行為であり、許されないものであります。

よって、この憲法を最高法規とする法秩序を守って、日本を海外で戦争をする国へとさせないためにも、この集団的自衛権の動きを中止するように求めるものであります。

どうか議員諸氏のご賛同をお願いをし、趣旨説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中尾淳子さん。

○議員(10番 中尾 淳子君)

意見書案第4号について、反対討論を行います。

本意見書案の中に、現憲法下で禁止されてきた集団的自衛権行使の憲法解釈を、首相は自らの一存で変更できるという姿勢を示したとありますが、これは、正式に表明したわけではありません。現在、総理の私的機関であります安保法制懇にて議論中の内容であり、4月に取りまとめをし、それから正式に表明される見込みのものであります。その表明を受けてから、議論を開始すべきものと考えます。

よって、本意見書案の提出は時期尚早であり、反対いたします。

以上です。

○議長(堀田 英雄君)

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員(7番 田口 澄雄君)

ただいまの反対意見に対する反対意見という形になりますが、標題を見てほしいんですが、解釈改憲の動きを中止するということであります。この動きの中には、そういった安保法制懇といいますか、そういったところの動きも含むわけです。もともと、この集団的自衛権、国会答弁でも、再三にわたり、今まで憲法上許されないということが言われてきました。しかも、この集団的自衛権は、実は戦後の世界の中では、もともとなかったものです。これをアメリカが提案をし、ソ連がこれに賛同する中で、進められてきたわけですが、実際に、この集団的自衛権が発動されたのは、アメリカによるベトナム戦争やグラナダ、ニカラグア、こういった、ソ連にしましても、ハンガリーだとかチェコだとか、大体大国による小国に対する侵略行為が正当化された背景にあります。

ですから、こうした集団的自衛権を、日本の国の中で検討すること、あるいはそういう動き自身が、非常に私は、憲法上からも問題だと思いますので、この意見書に賛成する立場からの発言といたします。

以上であります。

○議長(堀田 英雄君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を、順次採決いたします。議題のうち、まず意見書案第3号福岡県として、住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書を、起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は可決と裁決いたします。

次に、意見書案第4号集団的自衛権行使のための、解釈改憲の動きを中止するよう求める意見書を、起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は可決と裁決いたします。

日程第16．意見書案第5号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第16、意見書案第5号食の安全・安心の確立を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

食の安全・安心の確立を求める意見書案の趣旨説明を行います。

昨年、相次いで発生したホテルや百貨店等におけるメニューの虚偽表示など、食品の不当表示事案を受けて、政府は食品表示の適正化のため、緊急に講ずべき対策を取りまとめました。これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

そこで、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう、次の3項目を国に求めるものです。

- 1、食品表示の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立、施行を期すこと。
- 2、本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3、一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に、総合的かつ具体的な検討を行うとともに、関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、議員の皆様のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号につきましては、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員(5番 宮下 寛君)

食の安全・安心の確立を求める、この意見書案。我が党もこれには全面的に賛成をするものであります。

しかしながら、項目の2の中に、消費者庁を中心とした十分な体制を確立すると、この食の安全・安心を確立するための体制をこういうふうな形で言われておりますけれども、果たしてその消費者庁だけでいいのかということであります。

さきの前文でもありますように、農林水産省等の動きも、ここに記されておりますように、消費者庁のみならず、農林水産省などの関係省庁や機関との連携が求められるものではないかと思えます。このことを意見を付して、賛成をいたします。

以上です。

○議長(堀田 英雄君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第5号食の安全・安心の確立を求める意見書を、起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 意見書案第6号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第17、意見書案第6号福岡県内小・中学校の全学年での少人数学級の早急

な実現を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

福岡県内小・中学校の全学年での少人数学級の早急な実現を求める意見書案の提案説明をいたします。

学級編成標準の引き下げを行う法律が成立しましたが、政府は、全学年への35人以下学級の実施を見送っています。子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにおいて、極めて重要であり、教育は未来への先行投資であることが、多くの国民の共通認識になっております。

文部科学省が平成22年春に実施した国民からの意見募集によりますと、保護者の約80%が、学級規模は30人以下が望ましいと考えています。

これまでの文部科学省の調査でも、少人数学級の導入で、児童生徒の学力が向上した。授業でつまずく児童生徒が減ったと評価する学校が、小学校で98.7%、中学校では90%以上にのぼっています。

少人数学級は、学校や教員にとっては、子どもたち一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や、個人個人の学習進度に応じた指導が可能になります。

子どもたちの発言する機会が増え、自分の考えを発表したり、話し合ったりすることで、表現力を高め、思考を深める授業づくりが可能となります。

我が国の国内総生産に対する教育機関への公的財政支出の比率は、OECD加盟国の中で、低位置にあります。欧米では20人、30人学級が当たり前で、日本は、大きく立ちおくれています。子どもたちの教育の機会均等を保障し、学校教育水準を維持向上させるためには、他の先進諸国並みに教育予算を確保し、35人以下学級を、中学3年生まで、早急に実施し、その後も30人以下学級を目指して、学級規模の縮小を計画的に進める必要があります。

山口県では、2011年度から、全国で初めて、全小・中学校で35人学級を実施、山梨県でも、ことし2014年度から、小・中学校全学年で少人数学級を導入する方針です。よって、福岡県が、国に対して、国の責任において、小・中学校の全学年での少人数学級を実施することを求めるとともに、県独自の措置による教職員を配置し、少人数学級を早急に実施するよう要請するものです。

以上、提案説明を終わります。ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会

の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

意見書案第6号について、討論を行います。

私どもも、少人数学級の早急な実現を希望するものであります。

本意見書案は、県知事に対して、県独自の措置を要望されてある意見書案であると理解いたしました。福岡県は、平成26年度当初予算の中で、重点施策としてふくおか学力アップ推進費2億9,000万円を計上しております。前年度比150%であります。

事業の概要は、まず県下18地域を学力向上推進強化市町村と指定をして、そこに学力向上支援チームを重点派遣をする。次に、少人数、習熟度別指導を行う非常勤講師を派遣するという内容であります。

この取り組みで十分であるかどうかは、判断しかねますけれども、限られた予算の中で、予算も増し、学力向上に取り組んでいるというのも事実であります。

こういう状況下で、この意見書案を提出することが、効果的かどうかを危惧するものであります。

今は、本市の自主財源をどうやって増やしていくか、捻出していくか、そして一緒に教育費の確保について、熟議を優先すべきだと考えております。

よって、この意見書には反対をいたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

中間クラブを代表いたしまして、本意見書案第6号について、賛成の討論をさせていただきます。

私は、昨年の12月議会の折、子どもたちの義務教育におきます少人数学級の実施ということに触れさせていただきまして、本市中間市におきましても、年次計画により、現在行われております3年生までの実施を、4年、5年、6年へとさらに充実させてほしいと、こういうふうな質問をさせていただきました。

この子どもたちの少人数による学級、この実施につきましては、これは1人も反対する親はいません。早くそうしてほしいという願いを強く持っておられます。

今、学校現場においては、さまざまな課題があります。そうした課題の中の大きな一つが、子どもの基礎学力、これの定着、そして学力の向上にあります。

さらに、各学校で、特別支援教育の充実、特別支援学校から、市町村の地元の学校へ、

こういう大きな動きもあります。さらに、いじめあるいは不登校、こういった課題解決、こういうものが教育課題としてあります。

そういった課題を解決するためには、基本的になります子どもたちの学校生活の中、各学級の所属で生活をしております。そうした学級の定数、これが少ないほど、子どもたちがよりきめ細かな指導を受けるということは、明々白々の事実でございます。

先ほど福岡県でも、こういう措置がとられておるといふような説明がありました。中間市と隣の鞍手町を比較させていただきましても、鞍手町の中では、小学校において、全学校生徒が100名以下の学校、たくさんございます。そうした学校の現状を見ますと、1学年1クラス、しかも学級の人数は1けた、こういうクラスがたくさんあります。中間市の現実を見てください。同じ義務教育を受ける中で、子どもたちは、自分の通っている学校によって、さまざまな教育条件の違い、較差、これがあります。そうしたものを基本的に解消し、子どもたちがより公平に義務教育を受け、これからの先の社会をしっかりと担っていける。そういう子どもたちをつくるためには、早急に福岡県全域においても、この少人数学級を実施し、子どもたちのそういった較差を是正し、しっかりとした社会を担う子どもをつくる必要があろうかと思えます。

福岡県では、過去、同和教育が推進されました。そうした折にも、同和地区の子どもたち、一人一人の学力を早急に向上させよう。それに伴い、一緒に生活しております他の子どもたちも、ともに学力を上げよう。こういう形で、県単独の加配教員が多数配置されてきました。

福岡県は、そういう歴史的な流れも持っておりますし、少人数の指導がいかに大切な、こういうものも十分に理解できているはずだと、私は思っております。

そういった中にありまして、この小・中学校の少人数の早期実現、国の動きがおそれれば、県から国へ、いろいろな形で要請をしていただきながら、県は県独自で、福岡県の子ども達の実情を見て、早急に35人学級を実施していただきたい。そういう内容の意見書案に賛成をいたします。

以上で終わります。（拍手）

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

先ほど反対意見も出ましたが、今出されているこの意見書については、教育の根本をどうするかという大きな問題だと思います。教育は百年の大計であるとか、前の小泉首相も、米百俵の精神など言われましたけれども、非常にどうきめ細かい教育をするかというのは、今後の日本にとっても、大事な問題だと思うんです。

一例を挙げますと、OECDの問題が出されてますけれども、フィンランドなんかでは、20人学級が当たり前のような動きになっていきますし、実にもう一つおもしろいのが、日

本にある米軍基地です。ここは日本の税金を使って、賄っているんですが、20人学級です。ですから、政府自身も、アメリカに言われればいいことはわかっているわけなんです。そこにお金がどうのこうのという話が出ますけども、最初に言いましたように、百年の大計の中での、教育というのは、非常にお金をかけるべき問題だと思いますので、こういう意見書に賛成をいたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第6号福岡県内小・中学校の全学年での少人数学級の早急な実現を求める意見書を、起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は可決と裁決いたします。

日程第18. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第18、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、中尾淳子さん及び山本慎悟君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。よって、平成26年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 中 尾 淳 子

議 員 山 本 慎 悟